

## 大阪市中央卸売市場業務条例等の一部を改正する条例案

第1条 大阪市中央卸売市場業務条例（昭和46年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「178,010平方メートル」を「177,955平方メートル」に改める。

第37条第6項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第46条第2項第1号中「とき。」を「とき」に改め、同項第2号中「100分の105」を「100分の108」に、「とき。」を「とき」に改める。

第52条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同項第1号中「100分の5」を「100分の8」に改める。

第72条中「ついて」を「関し」に、「市長が」を「市規則で」に改める。

別表第5本場の項中「987円」を「1,015円」に、「2,488円」を「2,559円」に、「3,706円」を「3,812円」に、「2,950円」を「3,034円」に、「556円」を「572円」に、「1,008円」を「1,036円」に、「606円」を「624円」に、「436円」を「449円」に、「378円」を「388円」に、「1,732円」を「1,782円」に、「1,480円」を「1,522円」に、「2,268円」を「2,332円」に、「1,754円」を「1,804円」に、「1,260円」を「1,296円」に、「903円」を「928円」に、「220円」を「226円」に、「1,911,000円」を「1,965,600円」に、「1,464,000円」を「1,505,828円」に、「1,092,000円」を「1,123,200円」に、「390,000円」を「401,143円」に、「30,000円」を「30,857円」に、「367,000円」を「377,485円」に、「512,000円」を「526,629円」に改め、同表東部市場の項中「323円」を「332円」に、「1,894円」を「1,948円」に、「2,587円」を「2,661円」に、「2,297円」を「2,363円」に、「611円」を「628円」に、「773円」を「795円」に、「386円」を「397円」に、「1,270円」を「1,306円」に、「1,189円」を「1,223円」に、「2,247円」を「2,311円」に、「900円」を「926円」に、「646円」

を「665円」に、「277円」を「285円」に、「161円」を「166円」に、「1,124,000円」を「1,156,115円」に、「605,000円」を「622,286円」に、「497,000円」を「511,200円」に、「1,702,000円」を「1,750,629円」に改め、同表南港市場の項中「199円」を「205円」に、「1,386円」を「1,425円」に、「2,730円」を「2,808円」に、「1,018円」を「1,047円」に、「1,354円」を「1,393円」に、「556円」を「572円」に、「420円」を「432円」に、「923円」を「950円」に、「2,929円」を「3,013円」に、「2,288円」を「2,354円」に、「136円」を「140円」に改める。

第2条 大阪市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成24年大阪市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則別表第2中「308円」を「317円」に、「1,808円」を「1,859円」に、「2,469円」を「2,540円」に、「2,193円」を「2,256円」に、「583円」を「600円」に、「738円」を「759円」に、「368円」を「379円」に、「1,212円」を「1,247円」に、「1,135円」を「1,167円」に、「2,145円」を「2,206円」に、「859円」を「884円」に、「617円」を「635円」に、「264円」を「272円」に、「154円」を「158円」に、「1,624,600円」を「1,671,018円」に改める。

附則別表第3中「316円」を「325円」に、「1,851円」を「1,904円」に、「2,528円」を「2,600円」に、「2,245円」を「2,310円」に、「597円」を「614円」に、「755円」を「777円」に、「377円」を「388円」に、「1,241円」を「1,276円」に、「1,162円」を「1,195円」に、「2,196円」を「2,259円」に、「880円」を「906円」に、「632円」を「650円」に、「270円」を「278円」に、「158円」を「163円」に、「1,663,300円」を「1,710,823円」に改める。

## 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中大阪市中央卸売市場業務条例第2条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

#### 説明

中央卸売市場の使用料等を改定するため、大阪市中央卸売市場業務条例等の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

### 大阪市中央卸売市場業務条例（抄）

(市場の名称、位置及び面積)

第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名 称	位 置	面 積
-----	-----	-----

大阪市中央卸売市場

本 場	大阪市福島区野田1丁目	178,010平方メートル
		177,955平方メートル

省	略
---	---

(卸売の相手方の制限)

第37条 省 略

2 - 5 省 略

6 第1項ただし書（同項第2号又は第3号に係る部分に限る。）の規定により卸売をした卸売業者は、毎月、市長の定めるところにより、前月中に当該卸売をした生鮮食料品等について、品目ごとの卸売の数量及び卸売金額（卸売価格（せり売若しくは入札又は相対による取引（以下「せり売等」という。）に係る価格に100分の105を乗じて得た価格をいう。以下同じ。）の合100分の108

計額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。

(売買取引の制限)

第46条 省 略

2 市長は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該行為を行つた者に対し、市場における売買取引に参加することを差し止めることができる。

(1) 売買取引について不正又は不当な行為を行つたと認めたとき。\_\_\_\_\_

(2) 買受代金（買い受けた額に100分の105を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の支払を怠つ100分の108

たとき。\_\_\_\_\_

(仕切り及び送金とその特約)

第52条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、市長の定めるところにより、委託者に対して、次に掲げる事項を記載した売買仕切書及び売買仕切金（第1号に掲げるせり売等に係る価格に数量を乗じて得た額の合計額に100分の105を乗じて得た額から第2号に掲げる委託手数料100分の108

及び第3号に掲げる金額を控除した金額をいう。以下同じ。）を、その卸売をした日の翌日（売

買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日) までに、送付しなければならない。

(1) 卸売をした当該受託物品の品目、等級、せり売等に係る価格、数量、せり売等に係る価格に数量を乗じて得た額の合計額及び当該合計額に100分の5を乗じて得た額(委託者の責め100分の8

に帰すべき理由により卸売代金の変更をした場合には、当該変更に係る品目、等級、せり売等に係る価格、数量、せり売等に係る価格に数量を乗じて得た額の合計額及び当該合計額に100分の5を乗じて得た額)  
100分の8

(2)-(4) 省略

2-3 省略

(施行の細目)

第72条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。  
関し 市規則で

別表第5 (第60条関係)

市場	種別	使 用 料		
本場	卸売業 者市場 使用料	省略	省	略
	仲卸業 者市場 使用料	省略	1 平方メートルにつき 1月	987円 1,015円
	関連事業者営業 所使用料	業務管理棟内の営業所 上記以外の営業所	1 平方メートルにつき 1月	2,488円 2,559円
	事務所使用料	業務管理棟内の事務所 上記以外の事務所	1 平方メートルにつき 1月	3,706円 3,812円
	福利厚生施設 (食堂の用に供)		1 平方メートルにつき 1月	556円 572円

	するものに限る。 以下同じ。) 使用料		
荷さばき所使用料	荷さばき所A 荷さばき所B 荷さばき所C 荷さばき所D	1平方メートルにつき 1平方メートルにつき 1平方メートルにつき 1平方メートルにつき	1月 <u>1,008円</u> <u>1,036円</u> 1月 <u>606円</u> <u>624円</u> 1月 <u>436円</u> <u>449円</u> 1月 <u>378円</u> <u>388円</u>
加工施設使用料		1平方メートルにつき	1月 <u>1,732円</u> <u>1,782円</u>
倉庫使用料		1平方メートルにつき	1月 <u>1,480円</u> <u>1,522円</u>
冷蔵庫使用料	冷蔵庫 A 冷蔵庫 B	1平方メートルにつき 1平方メートルにつき	1月 <u>2,268円</u> <u>2,332円</u> 1月 <u>1,754円</u> <u>1,804円</u>
駐車場使用料	屋根のあるもの 屋根のないもの	1平方メートルにつき 1平方メートルにつき	1月 <u>1,260円</u> <u>1,296円</u> 1月 <u>903円</u> <u>928円</u>
空地使用料		1平方メートルにつき	1月 <u>378円</u> <u>388円</u>
冷暖房設備使用料		1平方メートルにつき	1月 <u>220円</u> <u>226円</u>
冷却設備使用料	冷却設備 A - 1 冷却設備 A - 2 冷却設備 A - 3 冷却設備 B - 1	1月 1月 1月 1月	<u>1,911,000円</u> <u>1,965,600円</u> <u>1,464,000円</u> <u>1,505,828円</u> <u>1,092,000円</u> <u>1,123,200円</u> <u>390,000円</u> <u>401,143円</u>

			冷却設備B－2	1月	<u>30,000円</u> 30,857円
			冷却設備B－3	1月	<u>367,000円</u> 377,485円
			冷却設備B－4	1月	<u>512,000円</u> 526,629円
東部 市場	卸売業 者市場 使用料	省 略		省	略
		売場使 用料		1平方メートルにつき	1月 <u>323円</u> 332円
仲卸業 者市場 使用料	省 略			省	略
		売場使 用料		1平方メートルにつき	1月 <u>1,894円</u> 1,948円
関連事業者営業 所使用料				1平方メートルにつき	1月 <u>2,587円</u> 2,661円
事務所使用料				1平方メートルにつき	1月 <u>2,297円</u> 2,363円
福利厚生施設使 用料				1平方メートルにつき	1月 <u>611円</u> 628円
荷さばき所使用 料		荷さばき所A		1平方メートルにつき	1月 <u>773円</u> 795円
		荷さばき所B		1平方メートルにつき	1月 <u>386円</u> 397円
加工施設使用料				1平方メートルにつき	1月 <u>1,270円</u> 1,306円
倉庫使用料				1平方メートルにつき	1月 <u>1,189円</u> 1,223円
冷蔵庫使用料				1平方メートルにつき	1月 <u>2,247円</u> 2,311円
駐車場使用料		屋根のあるもの		1平方メートルにつき	1月 <u>900円</u> 926円
		屋根のないもの		1平方メートルにつき	1月 <u>646円</u> 665円

	空地使用料		1 平方メートルにつき 1月	<u>277円</u> 285円
	冷暖房設備使用料		1 平方メートルにつき 1月	<u>161円</u> 166円
	冷却設備使用料		1月	<u>1,124,000円</u> 1,156,115円
	低温化設備使用料	低温化設備 A	1月	<u>605,000円</u> 622,286円
		低温化設備 B	1月	<u>497,000円</u> 511,200円
		低温化設備 C	1月	<u>1,702,000円</u> 1,750,629円
南港 市場	卸売業者市場 使用料	省 略	省	略
		壳場使 用料	1 平方メートルにつき 1月	<u>199円</u> 205円
仲卸業者市場 使用料	省 略	省	省	略
		壳場使 用料	1 平方メートルにつき 1月	<u>1,386円</u> 1,425円
関連事業者営業 所使用料	加工営業所		1 平方メートルにつき 1月	<u>2,730円</u> 2,808円
	上記以外の営業所		1 平方メートルにつき 1月	<u>1,018円</u> 1,047円
事務所使用料			1 平方メートルにつき 1月	<u>1,354円</u> 1,393円
福利厚生施設使 用料			1 平方メートルにつき 1月	<u>556円</u> 572円
荷さばき所使用 料			1 平方メートルにつき 1月	<u>420円</u> 432円
倉庫使用料			1 平方メートルにつき 1月	<u>923円</u> 950円
冷蔵庫使用料	枝肉冷蔵庫		1 平方メートルにつき 1月	<u>2,929円</u> 3,013円

	上記以外の冷蔵庫	1 平方メートルにつき	1 月	<u>2,288円</u> 2,354円
駐車場使用料		1 平方メートルにつき	1 月	<u>136円</u> 140円
空地使用料		1 平方メートルにつき	1 月	<u>136円</u> 140円
けい留所使用料		1 平方メートルにつき	1 月	<u>199円</u> 205円

備考 省略

大阪市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成24年大阪市条例  
第58号）（抄）

附則別表第2

市場	種 別		使 用 料
東部 市場	卸売業 者市場 使用料	売場使 用料	1 平方メートルにつき 1月 <u>308円</u> <u>317円</u>
	仲卸業 者市場 使用料	売場使 用料	1 平方メートルにつき 1月 <u>1,808円</u> <u>1,859円</u>
	関連事業者営業 所使用料		1 平方メートルにつき 1月 <u>2,469円</u> <u>2,540円</u>
	事務所使用料		1 平方メートルにつき 1月 <u>2,193円</u> <u>2,256円</u>
	福利厚生施設 (食堂の用に供 するものに限る。) 使用料		1 平方メートルにつき 1月 <u>583円</u> <u>600円</u>
	荷さばき所使用 料	荷さばき所A	1 平方メートルにつき 1月 <u>738円</u> <u>759円</u>
		荷さばき所B	1 平方メートルにつき 1月 <u>368円</u> <u>379円</u>
	加工施設使用料		1 平方メートルにつき 1月 <u>1,212円</u> <u>1,247円</u>
	倉庫使用料		1 平方メートルにつき 1月 <u>1,135円</u> <u>1,167円</u>
	冷蔵庫使用料		1 平方メートルにつき 1月 <u>2,145円</u> <u>2,206円</u>
	駐車場使用料	屋根のあるもの	1 平方メートルにつき 1月 <u>859円</u> <u>884円</u>
		屋根のないもの	1 平方メートルにつき 1月 <u>617円</u> <u>635円</u>

空地使用料	1 平方メートルにつき 1月	<u>264円</u> 272円
冷暖房設備使用料	1 平方メートルにつき 1月	<u>154円</u> 158円
低温化設備使用料	低温化設備C 1月	<u>1,624,600円</u> 1,671,018円

備考 省略

附則別表第3

市場	種 別	使 用 料
東部 市場	卸売業 者市場 使用料	1 平方メートルにつき 1月 <u>316円</u> 325円
	仲卸業 者市場 使用料	1 平方メートルにつき 1月 <u>1,851円</u> 1,904円
	関連事業者営業 所使用料	1 平方メートルにつき 1月 <u>2,528円</u> 2,600円
	事務所使用料	1 平方メートルにつき 1月 <u>2,245円</u> 2,310円
	福利厚生施設 (食堂の用に供 するものに限る。) 使用料	1 平方メートルにつき 1月 <u>597円</u> 614円
	荷さばき所使用 料	荷さばき所A 1 平方メートルにつき 1月 <u>755円</u> 777円 荷さばき所B 1 平方メートルにつき 1月 <u>377円</u> 388円
	加工施設使用料	1 平方メートルにつき 1月 <u>1,241円</u> 1,276円

倉庫使用料		1 平方メートルにつき	1月	<u>1,162円</u> 1,195円
冷蔵庫使用料		1 平方メートルにつき	1月	<u>2,196円</u> 2,259円
駐車場使用料	屋根のあるもの	1 平方メートルにつき	1月	<u>880円</u> 906円
	屋根のないもの	1 平方メートルにつき	1月	<u>632円</u> 650円
空地使用料		1 平方メートルにつき	1月	<u>270円</u> 278円
冷暖房設備使用 料		1 平方メートルにつき	1月	<u>158円</u> 163円
低温化設備使用 料	低温化設備C	1月	<u>1,663,300円</u> 1,710,823円	

備考 省 略